

CONTENT REFERENCE FORUM, INC.

の

規則

本文書は、次の原文書を日本語に翻訳したものである：

BYLAWS OF CONTENT REFERENCE FORUM, INC.

本文書は、参考情報としてのみ利用されることを目的としている。

本文書の記述と原文書の記述との間に矛盾がある場合には、原文書の方が優先する。

2003年2月

目次

| | 頁 |
|------------------------------|---|
| 第 I 条 – 主たる事務所 | 1 |
| 第 II 条 – 目的 | 1 |
| 第 III 条 – 会員資格 | 1 |
| 1 項 会員の区分 | 1 |
| A. 正会員 | 1 |
| B. 準会員 | 1 |
| 2 項 会員資格 | 2 |
| 3 項 会員の入会許可 | 2 |
| 4 項 会費、料金、賦課金 | 2 |
| 5 項 優良 | 2 |
| 6 項 会員名簿 | 3 |
| 7 項 会員の責任の不存在 | 3 |
| 8 項 会員資格の譲渡可能性 | 3 |
| 9 項 指定代表 | 3 |
| A. 個人代表 | 3 |
| B. 系列会社 | 3 |
| 10 項 会員資格の終了 | 4 |
| A. 終了の根拠 | 4 |
| B. 終了手順 | 4 |
| 第 IV 条 – 正会員の権利 | 5 |
| 1 項 投票権 | 5 |
| 2 項 閲覧権 | 6 |
| 3 項 その他の権利 | 6 |
| 第 V 条 – 正会員総会および投票 | 6 |
| 1 項 会員投票 | 6 |
| 2 項 年次会員総会 | 6 |
| 3 項 臨時会員総会 | 6 |
| A. 招集できる者 | 6 |
| B. 会員により要求された特別総会の招集手順 | 6 |
| 4 項 遠隔通信による総会 | 6 |
| 5 項 基準日 | 7 |

FOR INFORMATION ONLY

| | | |
|--------------------|--------------------------------|----|
| | A. <u>総会の通知</u> | 7 |
| | B. <u>総会での投票</u> | 7 |
| | C. <u>同意書による投票</u> | 7 |
| | D. <u>その他の適法行為</u> | 7 |
| 6 項 | <u>総会通知の時期および方法</u> | 7 |
| | A. <u>一般通知規定</u> | 7 |
| | B. <u>電子送信による通知</u> | 7 |
| 7 項 | <u>通知の内容</u> | 8 |
| 8 項 | <u>会員定足数</u> | 8 |
| 9 項 | <u>会員の行為</u> | 8 |
| 10 項 | <u>投票方法</u> | 8 |
| | A. <u>総会での投票</u> | 8 |
| | B. <u>代理投票の禁止</u> | 8 |
| | C. <u>累積投票の禁止</u> | 8 |
| | D. <u>電子投票</u> | 8 |
| 11 項 | <u>遠隔通信による参加</u> | 8 |
| 12 項 | <u>会員による通知の権利放棄または同意</u> | 9 |
| | A. <u>一般に</u> | 9 |
| | B. <u>総会出席の効果</u> | 9 |
| 13 項 | <u>全員一致の同意書による行為</u> | 9 |
| | | |
| 第 VI 条 – 理事会 | | 9 |
| 1 項 | <u>権限</u> | 9 |
| 2 項 | <u>理事の数</u> | 9 |
| 3 項 | <u>理事の指名</u> | 9 |
| 4 項 | <u>理事の選任および任期</u> | 9 |
| | A. <u>書面投票による選任</u> | 10 |
| | B. <u>任期</u> | 10 |
| 5 項 | <u>欠員</u> | 10 |
| 6 項 | <u>辞任および解任</u> | 10 |
| 7 項 | <u>年二回の会議</u> | 10 |
| 8 項 | <u>臨時会議</u> | 10 |
| 9 項 | <u>通知</u> | 10 |
| 10 項 | <u>通知の権利放棄</u> | 11 |
| 11 項 | <u>定足数</u> | 11 |
| 12 項 | <u>会議なしでの行為</u> | 11 |
| 13 項 | <u>電話会議</u> | 11 |
| 14 項 | <u>延会</u> | 11 |
| 15 項 | <u>注意の基準</u> | 11 |
| 16 項 | <u>閲覧</u> | 12 |
| 17 項 | <u>報酬</u> | 12 |
| | | |
| 第 VII 条 – 委員会および部門 | | 12 |
| 1 項 | <u>理事会委員会</u> | 12 |
| 2 項 | <u>諮問委員会</u> | 12 |

FOR INFORMATION ONLY

| | | |
|------------------|-------------------------|----|
| 3 項 | <u>会議</u> | 12 |
| | A. <u>理事会委員会の</u> | 12 |
| | B. <u>諮問委員会の</u> | 12 |
| 4 項 | <u>会員部門</u> | 13 |
| | | |
| 第 VIII 条 – 役員 | | 13 |
| 1 項 | <u>役員</u> | 13 |
| 2 項 | <u>役員の選任および任期</u> | 13 |
| 3 項 | <u>解任</u> | 13 |
| 4 項 | <u>辞任</u> | 13 |
| 5 項 | <u>欠員</u> | 13 |
| 6 項 | <u>会長</u> | 13 |
| 7 項 | <u>理事長</u> | 13 |
| 8 項 | <u>秘書役</u> | 14 |
| 9 項 | <u>会計役</u> | 14 |
| | | |
| 第 IX 条 – 補償および保険 | | 14 |
| 1 項 | <u>求償権</u> | 14 |
| 2 項 | <u>承認手順</u> | 14 |
| 3 項 | <u>費用の前払い</u> | 15 |
| 4 項 | <u>適用の範囲</u> | 15 |
| 5 項 | <u>非排他性</u> | 15 |
| 6 項 | <u>保険</u> | 15 |
| | | |
| 第 X 条 – 雑則 | | 15 |
| 1 項 | <u>会計年度</u> | 15 |
| 2 項 | <u>契約、手形、小切手</u> | 15 |
| 3 項 | <u>規則の修正</u> | 15 |
| 4 項 | <u>準拠法</u> | 16 |

CONTENT REFERENCE FORUM, INC.

の
規則

第 I 条
主たる事務所

本法人の主たる事務所の所在地は随時に「理事会」の投票により指定できるものとし、デラウェア州内外の任意の場所に置くことができる。本法人の登録事務所は、「理事会」により指定されたデラウェア州内の場所に常時置き、維持するものとする。

第 II 条
目的

本法人の目的は、「CRF 仕様」の開発とその世界標準採用および促進であるものとする。「CRF 仕様」は、バリューチェーン参加者があらゆる形式のデジタルコンテンツまたはデジタル形式の情報の識別、管理、配布する際にこの仕様を使用できるようにする。「CRF 仕様」はあらゆる形式のデジタルコンテンツの識別およびレゾリューションのインターオペラビリティを促進する。

第 III 条
会員資格

1項 会員の区分。

A. 正会員。 本法人の「正会員」は投票権をもつ。本法人の「正会員」に関する資格または加入資格要件は本「規則」に規定された通りである。「正会員」は組織問題について投票する権利、ならびに本「規則」、および適用される法律に規定されたその他の権利と義務をもつ(「法人投票権」)。法定投票権付き会員であることに加えて、「正会員」は会員の方針および合意事項、さらに開発される本法人のプログラムおよび活動に関連した一定の権利と義務をもつ(「プログラム権」)。

B. 準会員。 本法人は本「規則」および「準会員」に関する他の文書に規定された権利と義務をもつ。「準会員」は投票権をもたない。「理事会」は、決議により、様々な種類の「準会員」を創設し、あるいは単数または複数の準会員を設けることができ、その権利および義務(会費支払い義務を含む)を規定できる。

会員および会員資格に対する言及は、別途規定される場合を除き、「正会員」および「準会員」を含む。

2項 会員資格。いかなる団体も、その団体が第 条に規定された本法人の目的を支持する意志と能力をもち、製品、技術、サービスの開発における自由競争に合意し、既存「正会員」の賛同を得られる場合、書面により会員資格を申請することができる。本法人は人種、皮膚の色、性別、宗教、または出身国によって会員資格を制限しない。会員は本法人への参加により特定の規格、勧告、仕様を実施または使用する義務を負わない。会員はハードウェア、ソフトウェア、システム、技術、またはサービスの設計、開発、マーケティング、および/または調達のいかなる点でも制限されない。会員資格を申請する団体が (i) 親団体が会員であるかどうかに関係なく、親団体により「支配」されている場合(第 条 9.B 項で定義) (ii) 既存の会員の親企業体である場合は、「理事会」は、その単独かつ絶対的裁量により、申請者が会員となることが適切であるかどうかをケースバイケースで決定する。

3項 会員の入会許可。会員資格申請は書面で行わなければならない、いつでも「理事会」に提出することができる。「理事会」は申請者が「正会員」あるいは「準会員」の会員資格を申請した場合、入会審査手続きを開始する。「理事会」あるいは「理事会」により権限を付与された人または委員会は各申請を審査し、申請者が上記 2 項に基づく会員資格を満たしているか否かを認定する。上記 2 項で言及された「支配」関係を確認および開示し、それに基づいて「理事会」は、その時点で在任中の「理事」の多数決により、会員の入会を許可することができる。会員資格は上記の票決、会員契約書の署名、規定会費の支払いがなされたときに開始される。

4項 会費、料金、賦課金。各会員は、「理事会」により定められた期限内に、定められた条件で、随時に定められる金額の年会費を本法人に支払わなければならない。会費増額になる場合は、少なくとも 30 日前に書面による通知を受けるものとする。30 日の予告期間中に、会員が下記の 10 項に従って脱会した場合、その会員は会費増額の適用を受けないものとする。「理事会」は、その時点で有効な「正会員」の過半数の賛成投票による決議により、広告および展示会参加といった本法人の促進活動、および「CRF 仕様」の翻訳といった費用に関する賦課金を含めて、刊行物、法人行事への出席、または会員のその他の特典に関する妥当な追加料金、賦課金、または手数料(「追加料金」)を定めることができる。上記の決議は、ケースバイケースで各支払いが強制であるか任意であるかを明示する。様々な種類の会員に対して様々なレベルの会費および「追加料金」が適用されるが、同じ種類の会員は同一のレベルの会費および「追加料金」を適用される。「理事会」は会費の払い戻し条件を決定することができる。

5項 優良。規定会費および「追加料金」を支払い済みで、資格停止を受けていない会員は本法人の優良会員である。

6項 会員名簿。本法人は各会員の名称および通知のため、すべての会員から本法人に提供された住所を含む会員名簿を常備するものとする。名簿は会員が「正会員」であるか、または「準会員」であるか、または「理事会」により創設された別の種類の会員であるか、ならびに会員が優良会員であるかどうかを随時に示す。

FOR INFORMATION ONLY

7項 会員の責任の不存在。本法人のいかなる会員も本法人の債務、責任、または義務について個人的な責任を負わない。

8項 会員資格の譲渡可能性。会員は、株式または資産に関して、事業体または企業体の吸収合併、新設合併、または買収による所有権の譲渡に関連した場合を除き、あるいは「理事会」により承認され、「正会員」の投票により決議された場合を除き、本法人の会員資格を全面的または部分的に譲渡することはできない。本項に反した譲渡は無効である。

9項 指定代表。

A. 個人代表。本法人のすべての「正会員」は、「法人投票権」を含む本法人に関する「正会員」のすべての権利および義務を、指定した代表を通じて行使する。各「正会員」団体は、その団体の権限ある役員により作成され、本法人の「秘書役」に提出された書面により、単数または複数の代表を指定する。その指定は本法人の会員記録に留められる。各「正会員」総会の開始時に、総会に参加するリスト記載の代表の1人がその総会において会員を代表して投票する。「正会員」はいつでも同一の方法でその指定する代表を変更することができる。「プログラム権」に関する投票権は本規定とは異なるものとして行うことができる。

B. 系列会社。「系列会社」は、当該支配が存在するかぎりにおいて、会員により直接または間接に支配される企業体を言う。これらの目的に関して「支配」とは、ある企業体の経営権または株式の五十パーセントを超える受益所有権、あるいはその企業体の業務を管理する直接もしくは間接の権利を意味する。一般に、ある団体が本法人の会員になると、その「系列会社」のすべてがこの会員資格に含まれるものとし、会員と共に1つの会員として扱われる。但し、ケースバイケースで、「理事会」の単独かつ絶対的裁量により、会員資格に包含される「系列会社」群から単数または複数の「系列会社」を除外することを認められることがある。ある会員のある「系列会社」は第 2 条 2 項および 3 項の規定に基づく「理事会」によるケースバイケースの承認に基づいてのみ、別個の会員として本法人に加入することができる。ある会員とすべての「系列会社」は、ある「系列会社」が第 3 条 3 項の規定に基づいて別個の「正会員」として明示的に入会を許可された場合を除き、1 票の投票権しかもたないものとする。ある団体とその団体の「系列会社」が共に会員になることを許可された場合、「理事会」は、その絶対的な裁量により、別の「系列会社」としての扱いを決定する。

10項 会員資格の終了。本法人の会員資格は、本項の規定に従って終了するまで、または会員が解散し、もしくは本法人の「秘書役」または「理事長」に送達した書面による届出によって脱会するまで、続くものとする。脱会によって本法人に対する未払い支払い義務は免除されない。本項に規定された通知書は (i) 速達郵便、第一種郵便、または書留郵便 (ii) 電子メールまたはファクシミリの両方で与えられるものとする。本「規則」に基づいて会員資格が終了し、または会員資格が満了した場合、本法人に関する当該会員のすべての会員権利は本項に従って与えられる満了または終了の通知日現在で終わる。

A. 終了の根拠。本法人の会員資格は下記の事象または状態が発生したときに終了する。

FOR INFORMATION ONLY

i. 満了。会員資格が一定期間について発行されている場合、当該会員資格は、会員が会員資格を更新した場合を除き、当該期間が経過した時点で自動的に終了する。会員は上記の満了通知書を受け取る。

ii. 会費の不払。本法人に関する会員の会員資格は、支払い期日またはそれ以前における会費不払の通知書が当該会員に送付されてから三十日後に、自動的に終了する。会員は、上記の三十日期間内に、滞納会費とそれに関する利息を支払うことにより、上記の終了を避けることができる。会員は本規定に基づく終了の通知書を受け取る。

iii. 失格。会員が第 条 2 項に規定された資格を満たしていないことが、本項に基づいて行われた「理事会」による誠意ある調査により判明したときには、本法人に関する当該会員の会員資格は終了する。

iv. 会員契約違反。会員が適用される会員契約に違反し、会員契約の規定に従ってその違反を是正しなかったことが、本項に基づいて行われた「理事会」による誠意ある調査により判明したとき。

v. 本法人の利益。本法人に対する会員による会員としての参加継続が本法人の最善の利益およびその目的の推進のためにならないことが、本項に基づいて行われた「理事会」による誠意ある調査により判明したとき。

B. 終了手順。上記 A の iii、iv、v に基づいて提案される会員資格の終了の場合、下記の手順が適用されるものとする。

i. 通知。本法人は終了の提案、その理由、提案された終了が発効する日、次項に示される聴聞の日時および場所(もしあれば)を明記した通知書を会員に送付する。上記の通知は、提案される終了日の少なくとも十五日前、および聴聞に設定された期日の少なくとも十日前に、第一種または書留郵便で、通知に関して会員が本法人に与えた最後の住所宛に送付される。

ii. 聴聞。会員は、提案される終了が発効日の五日以上前に、「理事会」または提案された終了が実行されるべきかどうかを決定する権限を「理事会」により付与された人もしくは委員会による聴聞を受ける機会を与えられる。会員が出頭せず、その十分な理由を「秘書役」に通知しなかった、あるいは聴聞に出頭しないことに決めた場合、終了は提案された終了日に自動的に発効する。

iii. 決定。聴聞日後に、「理事会」(または提案された終了が実行されるべきかどうかを決定する権限を「理事会」により付与された人または委員会)は、会員が実際に終了されるべきか、資格停止されるべきか、または他のなんらかの方法で制裁されるべきかどうかを決定する。その決定は最終的なものであるものとし、会員は決定および該当する場合には終了通知書を受け取る。

iv. 払戻し。「理事会」は、絶対的な裁量により、会員資格が終了または停止された人が既に支払い済みの会費の払戻しを受けるかどうかを決定する。払戻しを承認した場合には、払戻金額を決定する。

第 IV 条 正会員の権利

1項 投票権。本「規則」ならびに本法人の他の方針および手順に従って、本法人の「正会員」は本「規則」の規定に従って下記の事項に関する投票権をもつ。

- (a) 「理事」の選任
- (b) 理由の有無に関係なく、「理事」の解任
- (c) 「基本協定」または本「規則」の修正
- (d) 本法人の資産のすべてまたは事実上すべての処分
- (e) 本法人の合併
- (f) 本法人の解散

(g) 本法人の「基本協定」、「規則」、または「理事会」の行為に従って、あるいは法により、「正会員」に対して投票を求めて適切に提示されるその他の事項

2項 閲覧権。「正会員」はデラウェア州一般会社法第 220 条に規定された閲覧権をもつものとする。具体的には、「正会員」は、本人自らあるいは弁護士またはその他の代理人により、要求の目的を明記した宣誓要求書を提出して、通常の営業時間中に、本法人の会員リストならびにその他の帳簿および記録を閲覧し、それらの記録のコピーまたは抜粋を作成する権利をもつ。適切な目的とはその人の会員としての利害に妥当に関連した目的を意味する。

3項 その他の権利。本「規則」に示された権利に加えて、本法人の「正会員」は、本「規則」に規定された場合および本「規則」と矛盾しない場合を除き、デラウェア州一般会社法に規定された非営利法人の会員に与えられるその他の権利をもつ。

第 V 条 正会員総会および投票

1項 会員投票。各優良「正会員」は各事項について一票の投票権をもつ。

2項 年次会員総会。「正会員」の年次総会は「理事」の選任および総会に提出される議事の処理のため、「理事会」により決定される日時および場所で開催される。

3項 臨時会員総会。

A. 招集できる者。「正会員」の臨時総会は (i) 「理事会」、(ii) 「会長」、または (iii) 「理事長」が、あるいは (iv) 「正会員」の三分の一か四人の「正会員」かどちらか多い方の書面による要求により、招集することができ、「理事会」により決定される場所で開催される。

B. 会員により要求される臨時総会の招集手順。臨時総会が「正会員」によって招集される場合、要求する会員は処理すべき議事の内容を明記した通知書を手渡し、書留郵便、または電子もしくはファクシミリ送信により、本法人の「理事長」または「秘書役」に送達する。要求された総会は要求書受領の三十日後から八十日以内に開催されるものとする。要求書の送達から二十日以内に当該総会の適切な通知が送達されなかった場合、要求する会員が通知を与えることができる。本項のいかなる規定も「理事会」、「会長」、または「理事長」により招集される会員総会の時期を制限、確定、または左右するものとは解釈されない。

4項 遠隔通信による総会。「理事会」は、年次総会または臨時総会の場所を決定する際に、その単独の裁量により、総会をいずれの場所でも開催せず、代わりに本第 11 項に規定された遠隔通信によって開催することを決定することができる。

5項 基準日。通知、投票、または権利行使に関して、「理事会」は事前に決議により基準日を定めることができ、定められた期日に登録されている「正会員」のみが、場合に応じて、通知を受け、投票を行い、権利を行使することができる。そのために、基準日の業務終了時点で「正会員」資格をもつ会員を登録会員とみなす。「理事会」は決議の期日に先行する基準日を定めることはできない。

A. 総会の通知。「理事会」により別途定められた場合を除き、会員総会の通知を受け取る権利をもつ「正会員」を決定するための基準日は、その総会の通知が与えられる期日の前営業日とする。「理事会」が決議により通知の基準日を定める場合、基準日は総会の期日の三十日前から六十日前までとする。

B. 総会での投票。「理事会」により別途定められた場合を除き、「正会員」の総会で投票する権利をもつ「正会員」を決定するための基準日は、その総会の開催日とする。「理事会」の決議により通知の基準日を定める場合、基準日は総会期日の十日前から六十日前までとする。

C. 同意書による投票。「理事会」により別途定められた場合を除き、同意書により投票する権利をもつ「正会員」を決定するための基準日は、本法人により最初の同意書が郵送または通知された日とする。

FOR INFORMATION ONLY

D. その他の適法行為。「理事会」により別途定められた場合を除き、その他の適法行為に関する権利を行使する権利をもつ「正会員」を決定するための基準日は、「理事会」がそれに関する決議を採択した期日か、適法行為の期日六十日前の、どちらか遅い方の期日とする。

6項 総会通知の時期および方法。

A. 一般通知規定。「秘書役」は総会の通知に関する基準日に総会で投票する権利をもつ各「正会員」に対して各「正会員」総会の通知書を送る。通知書は本法人に対して「正会員」から届出された最後の住所宛に、手渡し、下記の 6.B 項に基づく電子送信、電信、または第一種、書留、もしくは配達証明郵便により、当該総会期日の三十日前から六十日前までに、送達されるものとする。

B. 電子送信による通知。通知は、会員が同意している場合は、電子送信により通知することもできる。電子送信形式は受信者が自動プロセスで直接に紙に複製することができなければならない。上記の同意は、(1) 同意に基づいて送る通知を 2 回連続して電子送信により送達することができず、かつ (2) 当該送達不能であることを「秘書役」または通知の付与を担当する他の者が知った場合、取り消されたとみなされるものとする。電子送信による通知は、(1) ファクシミリによる場合、会員が通知を受け取ることに同意した番号宛に送られたとき、(2) 電子メールによる場合、会員が通知を受け取ることに同意した電子メールアドレス宛に送られたとき、(3) 当該特定情報書込の会員に対する別個の通知と共に電子ネットワークへの情報書込による場合、当該情報書込と上記の別個の通知のうち遅い方のときに、(4) 他の形式の電子送信による場合、会員宛に送られたときに、受け取ったものとみなされる。

7項 通知の内容。通知は総会の場所および日時、ならびに臨時総会の場合には処理される議事の内容を明記するものとし、他の議事は処理することができない。

8項 会員定足数。優良「正会員」の三分の一を定足数とする。但し、いかなる場合にも必要定足数は「正会員」四人以上とする。定足数が当初満たされた総会は、「正会員」の退場により定足数を欠いたとしても、その後に取りられる行為が必要定足数の少なくとも過半数により承認されるかぎり、議事を処理し続けることができる。

9項 会員の行為。定足数が満たされて適法に開催された総会における出席「正会員」の過半数の投票により行われた決定またはなされた行為は、法律、本法人の「基本協定」、または本「規則」が異なる票数を定めている場合を除き、「正会員」の行為である。

10項 投票方法。

A. 総会での投票。総会での採決は発声による表明または無記名投票によることができる。但し、「理事」の選任ならびに総会議長がその裁量により指定するその他の投票は無記名投票によって行われる。

FOR INFORMATION ONLY

B. 代理投票の禁止。「正会員」の投票に付される事項については代理投票は許されない。

C. 累積投票の禁止。累積投票は許されないものとする。

D. 電子投票。デラウェア州一般会社法の第 215 条(e)項に許容されているように、書面投票には「正会員」により本法人に対して電子送信により提出された投票も含む。但し、当該電子送信は電子送信が「正会員」により承認されたと判断することができる情報を明記し、またはそうした情報と共に提出されなければならない。

11 項 遠隔通信による参加。「正会員」は遠隔通信により総会に参加することができ、本人出席とみなされ、投票することができる。但し、(i) 総会に出席したとみなされ、総会で投票することを許された各人が「正会員」であることを確認する妥当な措置を本法人が実施し、(ii) 総会の議事進行と事実上同時に議事録を読むことによって、当該「正会員」が総会に参加し、提出された事項について判断し投票する機会を提供するための妥当な措置を本法人が実施する。(iii) 「正会員」が遠隔通信により投票し、または他の行為を取った場合、その投票または他の行為の記録は本法人により保存される。

12 項 会員による通知の権利放棄または同意。

A. 一般に。定足数が満たされてはいるが、事前に適切な通知が無かったと認定される総会で取られた「正会員」の行為であっても、総会の前または後に、総会に出席しなかった投票権のある各「正会員」が、通知を受け取る権利をもつ人により署名された権利放棄書または電子送信による権利放棄書を提出した場合は有効となる。

B. 総会出席の効果。「正会員」が総会出席した場合でも、総会が適法に招集されなかったために、総会開始時に議事の処理に異議を申し立てる目的でのみ会員が出席した場合を除き、その総会に関する通知は無効とする。

13 項 全員一致の同意書による行為。本法人の「基本協定」の第八条に従って、総会において「正会員」が行う必要があり、または行うことを許されている行為は、すべての「正会員」が個別または集団で当該行為に書面で同意した場合、総会にはかかることなく行うことができる。但し、すべての同意書は本法人が最初の同意書を受け取ってから 60 日以内に受け取るものとする。行われる行為に同意し、会員より送信された電信、海底電信、またはその他の電子送信は、(A) 同意が会員により送信されたこと (B) 会員が同意を送信した期日を本法人が判断することができる情報を当該送信に明記し、送達された場合、本項に関して書面で、署名され、日付が記されているものとみなされる。かかる同意が送信された日は、当該同意が署名された日とみなされる。電子送信により送信される各同意は紙に複製される。行為が同意書により行われた場合、同意書は法人議事録と共に保存される。

第 VI 条 理事会

1 項 権限。本法人は法律により許容された範囲の権限をもつ。本法人のすべての権限および活動は本法人の「理事会」により直接に、あるいは委任された場合には「理事会」の最終的な指揮の下に行使及び管理される。「理事」は本法人の取締役を務め、「基本協定」における「取締役」への言及は「理事」を意味する。

2 項 理事の数。「理事」の数は三人以上、十五人以下とし、権限をもつ「理事」の正確な数は「理事会」により随時に定められる。

3 項 理事の指名。「理事会」は「理事会」の候補者を指名するための妥当な指名手順を「正会員」に提供する。

4 項 理事の選任および任期。

A 書面投票による選任。設立発起人により任命される最初の「理事」を除き、「理事」は各年次総会において書面投票により「正会員」によって選任される。「理事」の選任に使用される投票用紙には、投票用紙が発行される時点で適切に指名されている候補者の氏名を明記する。各「正会員」は、定数の「理事」を選任するため一票を投じる。選任されるべき「理事」の定数まで最高票数を獲得した候補者から選任される。

B. 任期。「理事」の任期は二年とする。「理事」は時差任期とし、「理事」の半数が隔年に選任されるものとする。時差任期を創り出すために、最初の年次総会における「理事」の選任は、理事の半数を二年任期で選任し、残りの半数を一年任期で選任する。「理事会」が奇数の「理事」で構成される場合、偶数年毎に、「理事会」の過半数を構成するのに必要な最小数の「理事」が選任対象となり、奇数年毎に残りの「理事」が選任対象となる。「理事」は無制限に連続して任期を務めることができる。各「理事」は後任者が選任されて資格を得るまで、または同人が辞任し、もしくは解任されるまで、在任するものとする。

5 項 欠員。「理事」の実数がなんらかの理由によって承認された数に満たない場合、「理事会」に欠員が存在するとみなされる。欠員は残りの任期について残りの「理事」（欠員が「正会員」による「理事」の解任により生じた場合を除く）または「正会員」が補充することができる。

6 項 辞任および解任。辞表は、辞表に後日に発効日が明記されている場合を除き、任意の「理事」または「理事」全員による書面または電子送信による受領時に発効する。本法人の「基本協定」の第八条に従って、「正会員」は、理由の有無に関係なく、いつでもすべての「正会員」の過半数の投票により「理事」を解任することができ、「理事会」は、理由の有無に関係なく、いつでもその時点で在任中の「理事」を四分の三の投票により解任することができる。

FOR INFORMATION ONLY

7項 年二回の会議。「理事会」の会議は少なくとも年に二回開催される。「理事会」の年二回の会議は「理事長」により招集される。会議のうちの一回は「年次会議」に指定され、その会議で役員を選任が行われる。すべての会議は9項に従って通知される。

8項 臨時会議。「理事会」の臨時会議は「理事長」または任意の三名の「理事」が招集することができる。すべての臨時会議は9項に従って通知される。

9項 通知。「理事会」の年次会議および臨時会議の通知は、当該会議の少なくとも七営業日前に、第一種郵便、電話、電信、ファクシミリ送信、または電子メールで適時に受信される場合には電子送信により、各「理事」に伝えられる。上記の通知は本法人の記録にある各「理事」の住所宛に送付される。各通知には会議の期日、場所、時刻を明記する。

10項 通知の権利放棄。どのように招集および通知されるか、どこで開催されるかに関係なく、「理事会」の会議の処理は、定足数が満たされ、かつ会議前または会議後に欠席した各「理事」が権利放棄通知書、会議開催同意書、または議事録の承認書に署名し、またはそうした文書を電子送信により送信した場合、適法に開催された会議として有効とする。権利放棄通知書または同意書には会議の目的を明記する必要はない。すべての権利放棄書、同意書、承認書は法人の記録と共に保存され、会議の議事録の一部を成す。会議の通知は、会議前または会議開始時において、通知の欠如に異議を申し立てることなく会議に出席した「理事」にも適法に送られたとみなす。

11項 定足数。その時点で在任中の「理事」の総数の過半数を定足数とする。但し、いかなる場合にも必要定足数は二名以上とする。本「規則」またはデラウェア州一般会社法に別途規定された場合を除き、定足数が満たされている会議に出席した「理事」の過半数の行為を「理事会」の行為であるものとする。定足数が当初満たされた会議において、必要定足数の少なくとも過半数が同意して承認された場合は、「理事」の退場にもかかわらず、議事を処理し続けることができる。各「理事」は一票を投じる権利をもつ。

12項 会議なしでの行為。「理事会」が取ることを要求または許容した行為は、すべての「理事」が個別にまたは集団で書面または電子送信により当該行為に同意し、書面または電子送信が「理事会」の会議録と共に保存される場合、会議なしとすることができる。上記の保存は議事録が紙形式で保存される場合には紙形式を取り、議事録が電子形式で保存される場合には電子形式を取る。上記の同意書は適法に招集および通知された会議における当該「理事」の全員一致の投票と同一の効果をもつ。

13項 電話会議。「理事」は、当該会議に参加するすべての「理事」が相互の発言を聞き取ることができるかぎり、会議電話機または通信装置を使用した会議に参加することができる。本項に基づく会議への参加は当該会議への本人出席と同等である。

14項 延会。会議が招集された時刻に出席者が定足数に満たない場合、会議における発表以外の通知なしに、出席した「理事」の多数決により会議を延期することができる。

FOR INFORMATION ONLY

定足数が満たされている会議でも、同様の方法で、投票により決定される時間にまたは招集時に延期することができる。

15項 注意の基準。「理事」または「理事会」の委員会のメンバーは、その職務の遂行に際して、本法人の記録および本法人の役員または従業員により、あるいは「理事会」の委員会により、あるいは他の関係者の職業的または専門的能力の範囲内にあると「理事」が妥当に信じる事項について、本法人によりまたは本法人が妥当な注意を払って選任した他の関係者により、本法人に提出された情報、見解、報告、または声明に誠意を持って依拠することについて全面的に保護される。

16項 閲覧。あらゆる「理事」は本法人のすべての帳簿、記録、書類を閲覧し、コピーする権利をもつ。

17項 報酬。「理事会」は、決議により、「理事」としての勤務および費用ならびに「理事会委員会」の会議出席にかかわる「理事」に対する妥当な報酬の支払いを承認することができる。「理事」は本法人に代わって負った妥当な費用の補償を受けることができる。

第 VII 条 委員会および部門

1項 理事会委員会。「理事会」は、その時点で在任中の「理事」の過半数により採択された決議により、「理事会」の意向に従って勤務して、それぞれが単数または複数の「理事」で構成された、「執行委員会」を含む任意の数の「理事会委員会」を創設することができる。「理事会委員会」への任命はその時点で在任中の「理事」の多数決により決定された方法によって行われる。「理事会委員会」は、デラウェア州一般会社法の第1章により承認を受けるために会員に提出することを明示的に要求された行為または事項を承認または採択する権限を除き、「理事会」のすべての権限を与えられる。

2項 諮問委員会。「理事会」は単数または複数の「理事会」の諮問委員会を設置することができる。当該「諮問委員会」は「審議会」または「諮問機関」とも称することができる。上記の「諮問委員会」のメンバーは「理事」または非「理事」で構成することができ、「理事会」の決定する通りに任命することができる。「諮問委員会」は本法人を代表して決定を行う「理事会」の権限を行使することはできず、その権限は「理事会」または「理事会委員会」に対して勧告を行うこと、および「理事会」または「理事会委員会」の指揮監督の下に「理事会」または「理事会委員会」の決定および方針を実施することに制限される。

3項 会議。

A. 理事会委員会の。「理事会委員会」の会議および行為は、本「規則」の内容に「理事会」を「理事会委員会」およびそのメンバーに置き換えるために必要な変更を加えた、「理事会」の会議および行為に関する本「規則」の第 条の規定によって律せられ、それに従っ

FOR INFORMATION ONLY

て開催され、行われる。「理事会委員会」の各会議について議事録が残され、法人記録と共に保存される。

B. 諮問委員会の。「諮問委員会」は独自の会議ルールを決定し、議事録を残すかどうかを決定する。

「理事会」は本「規則」と矛盾しない「理事会委員会」または「諮問委員会」の統制に関するルールを採択することができる。

4項 会員部門。「理事会」は、本法人の枠組内で活動するワーキンググループといった会員部門を設置し、解散することができる。但し、会員は「技術作業方針」といった本法人の他の方針文書にさらに規定された会員部門の設置および解散に関する一定の権利をもつことができる。「理事会」はそれが創設する会員部門の目的および活動を指定する。上記の会員部門の会員資格は本法人の「正会員」ならびに招請により「準会員」に対して開かれる。会員部門の構成および統制に関するさらなるルールは「技術作業方針」といった本法人の他の方針文書に明記される。

第 VIII 条 役員

1項 役員。本法人の役員は「会長」、「理事長」、「秘書役」、「会計役」である。本法人は、「理事」の裁量により、「理事会」により任命されたその他の役員をもつこともできる。同一人が任意の数の役職に就くことができる。「会長」、「理事長」、「秘書役」は本法人の「理事」の中から選任される。

2項 役員の選任および任期。本法人の役員は「理事会」の「年次会議」で選任され、それぞれが雇用契約に基づく役員の特権に基づいて「理事会」の意向に従って勤務する。

3項 解任。「理事会」は、理由の有無に関係なく、役員を解任することができる。

4項 辞任。役員はいつでも本法人の「理事長」、「秘書役」、または「理事会」に書面で通知することにより辞任することができる。辞任は上記の役員による当該通知の受領時または当該通知により指定された後日に発効するものとし、当該通知に別途指定された場合を除き、辞任の受理は辞任を発効させるのに必要ではない。辞任は当該役員が当事者である契約に基づく本法人の権利を損なわない。

5項 欠員。なんらかの理由による役職の欠員は残りの任期について「理事会」により補充される。

6項 会長。「会長」は「正会員」および「理事会」のすべての会議の議長を務め、「理事会」または本「規則」により定められたその他の権限および職務をもつ。

7項 理事長。「理事長」は本法人の最高経営責任者であり、「理事会」の監督に従って、一般法人の業務およびその他の役員を監督し、指揮し、管理する。「理事長」は法人の社長職に通常与えられる一般的経営権限および職務をもつ。「理事会」または本「規則」により定められたその他の権限および職務をもつ。

8項 秘書役。「秘書役」は「理事会」およびその委員会の議事の完全な記録をつけることを監督する。適切または必要な通知をすることを監督する。本法人の議事録をつけることを監督し、「理事会」または本「規則」により定められたその他の権限および職務をもつ。

9項 会計役。「会計役」は本法人のすべての資金の保管、「理事会」により定められた方法による上記の資金の預託、本法人の財産および商取引の適切かつ正確な会計諸記録の記帳および保存を監督し、必要に応じて報告および会計報告を提出する。「理事会」または本「規則」により定められたその他の権限および職務をもつ。

第 IX 条 免責および保険

1項 求償権。デラウェア州一般会社法の第 145 条により許容される範囲で、本法人は訴訟行為に関連した第 145 条に基づく費用をその代理人に補償し、前渡しすることができる。本条に関しては、「代理人」は「理事」、役員、従業員、その他の代理人、ならびに本法人のためにまたは本法人の要請で別の法人、パートナーシップ、合併事業、信託、またはその他の企業(営利企業が非営利企業かに関係なく)のために正式にそうした地位を占める人を含むものとし、「訴訟行為」は民事か、刑事か、行政か、捜査かに関係なく、切迫した、係属中の、または完了したコモローもしくはエクイティ上の訴訟または訴訟手続き(本法人によるまたは本法人の権利に関する訴訟を除く)を含むものとし、「費用」としては当該代理人に実際かつ妥当に生じた弁護士報酬、判決、罰金、和解支払い金を含む。

2項 承認手順。代理人が本案に関して成功したかぎりにおいて、補償を求める代理人が各特定事例において「理事会」に書面で要求したときには、「理事会」はデラウェア一般会社法の第 145 条(c)項に従って直ちに補償を承認する。さもなければ、「理事会」は、第 145 条(d)項に規定された手順に従って、特定事例において代理人が誠意をもって本法人の最善利益であるとまたはそれに反しないと代理人が妥当に考える方法で行為し、刑事訴訟または刑事訴訟手続きに関して代理人の行為が違法であると信じるべき妥当な理由がなく、それによって第 145 条(a)項に規定された適用される行為基準を満たしたかどうかを直ちに決定する。代理人が責任ありと宣告された場合、「理事会」は、第 145 条(c)項に従って、事物管轄権をもつ裁判所がそれにもかかわらず代理人に対する当該費用の補償を訴訟事件のあらゆる事情に鑑みて適切であるとみなしたかどうかを決定する。上記の必要基準が満たされている

FOR INFORMATION ONLY

と「理事会」が決定したときには、「理事会」は場合に応じて第 145 条(a)項または第 145 条(b)項により許容された範囲で補償を承認することができる。

3項 費用の前払い。「理事会」は、代理人が本条に基づいて費用の補償を受ける権利をもたないと最終的に決定された場合には前払い金を返金する旨の「理事会」が納得する誓約書を代理人が提出した場合、最終処分前に訴訟手続きの弁護において本法人の代理人に生じ、またはその代理人のために生じる費用の前払いを承認することができる。

4項 適用の範囲。本条の規定は、本「規則」の採択前に生じた作為または不作為に起因するか、採択後に生じた作為または不作為に起因するかに関係なく、本「規則」の採択後に提起または開始された賠償請求、コモンローもしくはエクイティ上の訴訟、または訴訟手続きに適用される。本条に規定された補償および前払いは、承認または裁可されるときに別途規定された場合を除き、本法人の代理人の相続人、遺言執行人、遺産管理人に対しても有効である。

5項 非排他性。本条に規定された補償および費用前払いは当該「理事」、役員、従業員、または代理人が本「規則」、合意、利害関係のない会員もしくは「理事」の投票、またはその他に基づいて有するその他の権利を排除するものとはみなされないとし、法律によって許容された補償を行う本法人の権限を制限しない。

6項 保険。「理事会」は代理人としての資格の代理人に対して申し立てられ、または代理人としての資格の代理人に生じ、または代理人としての代理人の身分に起因する責任に関する代理人のための保険の購入を承認する決議を採択することができ、当該保険は法律に基づいて代理人に補償する本法人の権限を越えた責任に対する保険担保を規定することができる。

第 X 条 雑則

1項 会計年度。本法人の会計年度は毎年 12 月 31 日に終了する。

2項 契約、手形、小切手。本法人のために締結されるすべての契約は「理事会」あるいは「理事会」により随時に当該権限が付与される単数または複数の人によって承認されなければならない。法律により別途規定された場合を除き、本法人のあらゆる小切手、為替手形、約束手形、為替、またはその他の負債証書は「理事会」により随時に当該権限が付与される単数または複数の人によって署名される。

3項 規則の修正。「規則」の修正を採択するには「正会員」の三分の二の投票が必要であるものとする。「基本協定」にも規定されている第 13 条または第 6 条の規定の変更は、「基本協定」の対応する規定が修正されたときにのみ有効であり、発効し、

FOR INFORMATION ONLY

「基本協定」の第八条または第九条が修正されたときには、自動的に「規則」の第 条 13 項または第 条 6 項の対応する規定も修正される。

4 項 準拠法。本「規則」の統制、投資、その他の規定は随時に修正されるデラウェア州の法律に従って解釈される。

FOR INFORMATION ONLY

秘書役の証明書

私こと下記署名者は、私が現在デラウェア州非営利法人である Content Reference Forum, Inc.の適法に選任されて行なう「秘書役」であり、十八頁から成る上記の「規則」が2003年2月26日に「設立発起人の行為」により採択された本法人の「規則」であることを証する。

日付: _____, 2003

秘書役